

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
KX-006	火薬庫（7）保安距離基準検討	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和10年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年11月7日(金)（10:30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年10月1日（水）12:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省

令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件 仕様書2.1(3)ア(ア)～(イ)に定める本業務の実施体制並びに仕様書2.1(3)イ(イ)1～3に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和7年10月3日（金）12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
- (5) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を令和7年10月22日（水）12:00までに提出しなければならない。
- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年11月5日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

仕 様 書			
件名	火薬庫（7）保安距離基準検討	作成年月日	令和7年9月2日
		整備計画局施設整備課	

1 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、限られた地積の中でより多くの火薬類の貯蔵を可能とする火薬庫を設置するため、火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)(以下「規則」という。)第23条及び第32条の規定に基づく、爆風圧から被害程度を考慮する保安距離を低減できる新型火薬庫について、構造体での爆風圧低減に有効な型式の検討を行う。

なお、規則第32条の規定に基づく承認を得るための検討及び意見聴取並びに基礎データの収集・解析業務を行うものとする。

1. 2 関連文献

- (1) 火薬類取締法令集（令和5年度版）（日本火薬工業会資料編集部編）

1. 3 履行期限

契約締結日から令和10年3月31日まで

（爆風圧低減に有効な材料及び小規模実験及び数値シミュレーションについては、令和9年3月31日まで）

1. 4 引用法令等

- (1) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号(4.3.31)以下「情報セキュリティ通達」という。）
- (2) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日閣議決定）
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (4) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (6) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
- (7) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (8) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）

2 役務に関する要求

2. 1 一般事項

(1) 適用範囲

本役務の実施に当たっては、契約書及び本仕様書に基づくものとする。

(2) 著作権

成果物の著作権は、成果物の所有権移転の際に、すべて発注者に譲渡するものとする。

また、受注者は、本契約に際して第三者が有する著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。

なお、成果物中に受注者が、従来より所有している著作権又は第三者の著作権が含まれている場合には、これらの著作物の著作権は譲渡の対象外とする。

(3) 情報保全

ア 本業務の実施体制

受注者は、本業務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前に発注者と協議するものとする。

(ア) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保するとともに、業務実施責任者を定めること。

(イ) 上記（ア）の業務従事者が履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。

(ウ) 上記（ア）の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において、履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

イ 保護すべき情報

契約を履行する一環として収集、整理、作成等を実施して得られた情報の取扱い

(ア) 契約相手方は、業務関係書類の作成等を会社で行う場合、使用するパソコンについては、情報の流出について万全を期すため、ファイル交換ソフトをインストールしないものを使用するとともに、ウイルス対策ソフトをインストールした上で、ウイルス定義ファイルを常に最新のものとする。また、業務従事者等が個人で所有しているパソコンを使用してはならない。なお、第三者を従事させる場合も同様とする。

なお、役務関係書類とは、本仕様書、役務計画書、成果物等のほか、本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

(イ) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく監督官に通知するものとする。

- 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制をとること。
- 2) 発注者の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制をとること。
- 3) 発注者が書面により個別に許可した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制をとること。

(4)保護すべき情報

契約相手方は、知り得た保護情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）に基づき、適切に管理するものとし、細部については、下表のとおりとする。

表 保護すべき情報

No.	保護すべき情報	企業で取り扱う際の留意事項
1	火薬庫の性能等に係る情報であって、当該情報を開示することにより防衛能力が推察されるおそれがある情報	発注者との調整時、提出書類の作成時に、保護すべき情報として明らか又は類推される場合には保護の対象とする。

(5)再委託

- 1) 受注者は、役務の一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせるに当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 2) 受注者は、役務の一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせる場合は、委託する業務の内容を記した書面により行うこととする。
- 3) 受注者は、委任若しくは請け負わせた者から更に第三者に委任若しくは請け負いが行われるときは当該複数の段階の委任若しくは請け負いの相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の委任若しくは請け負いの相手方がそれぞれ行う役務の範囲を記載した書面を更に詳細な役務計画書に係る資料として、監督官に提出しなければならない。
- 4) 受注者は、委任若しくは請け負わせた者に対して、本役務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で委任若しくは請け負いが行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

(6)役務実施計画書

受注者は、契約後速やかに、以下の項目について、役務実施計画書を作成し、あらかじめ監督官に提出し承諾を受けなければならない。なお、作成に当たっては、有識者の意見を踏まえるものとする。

- 1) 役務概要（対象、役務対象項目）
- 2) 実施予定表

- 3) 役務体制組織表（役務従事者の資格・経験等）
- 4) 主要機器（機材・機器・ソフト）
- 5) 主要役務（役務実施手順を含む）
- 6) その他細部内容等（協議打合せ、照査、成果物の内容および部数、著作権・情報保全、使用する図書・基準）

(7) 協議・打合せ

本業務中は、監督官と密に連絡を取り、業務を遂行するものとし、疑義が生じた場合は、その都度、監督官と協議の上、決定する。

受注者は、業務着手時、業務の主要な区切り及び監督官が必要と認めた時において、必要な説明、協議、打ち合わせを行い、その結果を記録し、相互に確認を行う。また、連絡事項についても、同様に記録し、確認するものとする。

打合せ場所は、監督官の指示が無い限り、防衛本省内とする。

2. 2 役務概要

本役務は、以下の業務を実施するものである。

(1) 爆風圧低減に有効な材料、小規模実験及び数値シミュレーション

役 務 内 容		数量	単位	備 考
1)	検討計画の作成	1	式	
2)	有効な材料の選定	1	式	
3)	学術論文等調査	1	式	
4)	数値シミュレーションの実施	1	式	有効材料評価
5)	実験計画の作成	1	式	6)、8)
6)	小規模実験の実施	1	式	材料特性
7)	数値シミュレーションの実施	1	式	有効材料選定
8)	小規模実験の実施	1	式	模擬試験体
9)	有識者ヒアリング資料の作成	1	式	
10)	有識者ヒアリングの実施	5	回	
11)	中間報告書取りまとめ	1	式	

(2) 構造検討、大規模実験、数値シミュレーション及び特則承認申請資料作成

役 務 内 容		数量	単位	備 考
1)	構造等の検討	1	式	
2)	実験計画の作成	1	式	

3)	数値シミュレーション(想定)の実施	1	式	
4)	大規模実験の実施	1	式	
5)	数値シミュレーション(実験データ反映)の実施	1	式	
6)	特則承認申請に資する資料の作成	1	式	
7)	有識者ヒアリング資料の作成	1	式	
8)	有識者ヒアリングの実施	5	回	
9)	報告書取りまとめ(全体)	1	式	

2. 3 役務要領

(1) 役務計画の作成

役務条件及び関係法令の整理並びに実験場所の調査を行い、役務計画を作成するものとする。また、作成した実験計画については、必要資料を取りまとめ、有識者会議の承諾を得るものとする。

なお、実験に必要な関係法令に伴う申請手続きは、受注者の負担で行うものとする。

(2) 役務の実施

1) 共通事項

役務の目的

規則に基づく、爆風圧から被害程度を考慮する保安距離を低減する新たな火薬庫を設置するに当たり、爆風圧低減に有効な材料の選定とその材料の効果が発揮される構造体等を検討し、規則第 32 条の規定に基づく承認を得るために基礎データの収集・解析業務を行うものとする。

なお、大規模実験にて爆発させる模擬火薬庫（スケールモデル）は、爆風圧低減に有効な材料を用いた火薬庫図面を作成の上、その図面が建築基準法の構造規定に適合することを確認して行い、その確認結果を反映させた図面から模擬試験体を制作すること。

2) 役務方法等

ア 爆風圧低減に有効な材料、小規模実験及び数値シミュレーション

受注者は、規則に基づく、爆風圧から被害程度を考慮する保安距離を低減することが可能となる材料を選定する。

(ア) 有効な材料の選定

材料の選定は、学術論文等から有効と想定される材料を 3 種類以上、選定の上、数値シミュレーションを実施し、その結果、有効と評価された材料を小規模実験

により材料特性を把握すること。

さらに模擬試験体を用いた小規模実験に先駆け数値シミュレーションを実施し、模擬試験体を用いた小規模実験を行い、その結果によって決定するものとする。

a 小規模実験

小規模実験に使用する弾薬等の薬種については、コンポジションBなどの高性能爆薬とし、受注者が準備するものとする。

(a) 材料特性

受注者は、解析に用いる爆風圧低減に有効な材料の材料特性を把握するため、構成方程式における物性調査実験（爆破実験）を実施する。実施回数は18回とし、実験の場所については、受注者にて決定するものとする。

(b) 模擬試験体

受注者は、大規模実験に先駆けた火薬庫の有効な設置位置の選定を目的として1/40スケール程度の火薬庫を簡略化したモデルで爆風圧低減効果等の調査実験（爆破実験）を実施する。実施回数は6回とし、実験の場所については、受注者にて決定するものとする。

イ 構造体等の検討及び大規模実験及び数値シミュレーション

(ア) 構造等の検討

構造体等の検討は、選定された材料の設置位置等を明確にした上で、その材料の効果が発揮される構造体等を検討する。

なお、建築基準法の構造規定に適合することを確認し、その確認結果を反映させた図面を作成すること。

(イ) 大規模実験場所及び時期

大規模実験の場所及び時期は以下を予定しているが、監督官と協議し決定するものとする。

- ・ 場所：陸上自衛隊 矢臼別演習場内
- ・ 時期：令和9年6月～令和9年8月（スケールモデル6体を演習場内で製作。）
令和9年9月～令和9年10月の間の3週間程度(実験)
- ・ 実験に係る納品書等及び実験データは、実験後1ヶ月以内に提出すること。

a 供用弾薬等

- ・ 実験に使用する弾薬等の薬種については、コンポジションBなどの高性能爆薬とし、受注者が準備するものとする。
- ・ その他演習場における発注者からの支援が必要な場合は、監督官と協議を行うものとする。

b 火薬庫安全性解析

- ・受注者は、実験に供する火薬類の薬量効果(規模効果)について調査するために、大規模実験(1/5 及び 1/10 スケール程度)の模擬火薬庫を製作し、火薬室内部で高性能爆薬を爆発させ、爆風圧 (5 方向程度とし、各方向に 4 点程度)などの爆発威力、金属製火薬庫扉等の飛散物の高速度撮影、常速カメラによる爆発状況、爆発騒音等の計測を行い、火薬庫の安全距離に関する基礎データの収集を行うものとする。また、得られたデータから、既往の 1 級火薬庫と比較検討し、安全性を検証するものとする。実験の回数は 6 回とする。なお、仕様が変更となる場合は監督官と協議を行うものとする。
- ・基準爆風圧を計測するため、高性能爆薬を用いて平地実験を行うものとする。実施回数は 2 回とし、薬量は上記実験と同程度の 2 種類とする。なお、仕様が変更となる場合は監督官と協議を行うものとする。

(ウ) 大規模実験時の数値シミュレーション

- a 実験データをもとにモデルを決定する。
- b 大規模実験前に想定モデルでの数値シミュレーションを行い検証する。
- c 実験データをもとに実規模の火薬庫における数値シミュレーションを実施し、既往の 1 級火薬庫との比較から、火薬庫の安全性について検討を行う。

(エ) 特則承認申請に資する資料の作成

検討結果を基に、規則第 3 2 条に基づく、特則承認申請を申請するための資料を作成するものとする。

(5) 有識者ヒアリングの実施及び資料作成

受注者は、本役務内の成果を向上させることを目的に有識者とのヒアリングを実施し、技術的な助言を得た結果を監督官に報告するものとする。

有識者は、受注者が選定するものとし、選定後、監督官と協議して決定するものとする。

有識者とのヒアリングは、10 回実施するものとし、内容は、以下のとおりとし、その資料作成を行うものとする。

- 1) 条件の検討
 - 2) 計画の確認
 - 3) 結果の報告
 - 4) 結果を基にした規則に基づく特則承認文書の記載内容について
 - 5) 本業務により得られた成果品を基に新たな火薬庫技術基準の取りまとめ
- なお、当該ヒアリングにかかる費用は受注者が負担するものとする。

(6) 報告書取りまとめ

次の内容について、監督官と協議の上、報告書に取りまとめるものとする。

- 1) 中間報告書（爆風圧低減に有効な材料の選定）
- 2) 実験報告書（計画、実施内容を含む）
- 3) 数値シミュレーション報告書
- 4) 有識者ヒアリング報告書（議事録含む。）
- 5) 特則承認の協議に必要な資料に資する文書
- 6) 新たな火薬庫技術基準に関する資料

2. 4 提出図書

(1) 成果物様式

報告書は、A4版縦、横書きとする。その構成は報告書と有識者会議資料に分けて作成するものとする。

なお、電子媒体による納品については、契約相手方が用意するDVD-R等により Microsoft Word, Excel 又は PowerPoint で閲覧、編集、保存ができるファイル形式で納品すること。

提出部数は次のとおりとする。

表1 提出書類

番号	書類名	媒体	数量	提出時期	備考
1	報告書（爆風圧低減に有効な材料、小規模実験及び数値シミュレーション）一式（カラー）	紙媒体	2部	令和9年3月31日まで	
2	報告書（構造検討、大規模実験、数値シミュレーション及び特則承認申請資料作成）一式（カラー）	紙媒体	2部	令和10年3月31日まで	
3	報告書資料編（カラー）	紙媒体	2部	〃	
4	業務報告書（概要版）一式（カラー）	紙媒体	2部	〃	
5	電子媒体（CD-R）	電子媒体	1部	〃	

(2) 電子納品

- 1) 電子納品とは、最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「防衛施設設計業務に係る電子納品手引書」（以下「手引書」という。）に基づいて作成されたものを指す。
- 2) 電子納品は、「手引書」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で提出する。「手引書」で特に記載が無い項目については、監督官と事前協議の上決定するものとする。

3 その他

(1) 国等による環境物品等の調達に関する法律の遵守

本調達物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改訂があった場合にはこれに従うものとする。

(2) 疑義

役務に際し、本仕様書に疑義が生じた場合は監督官と協議するものとする。

別記様式第1（第2項関係）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号									
	調 達 要 求 番 号									
	調 達 要 求 年 月 日									
	作 成 部 課	整備計画局施設整備課								
	作 成 年 月	令和7年9月2日								
品 名	火薬庫（7）保安距離基準検討									
仕 様 書 番 号										
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火薬庫の性能等に係る情報であって、当該情報を開示することにより防衛能力が推察されるおそれがある情報</td> <td>実証実験を実施する過程で得られる火薬庫の性能等に係る情報であって、当該情報を開示することにより、米軍の軍事力が推察されるおそれがある情報</td> <td>官側との調整時、提出書類の作成時に、保護すべき情報として明らか又は類推される場合には保護の対象とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特記事項 なし</p>			保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	火薬庫の性能等に係る情報であって、当該情報を開示することにより防衛能力が推察されるおそれがある情報	実証実験を実施する過程で得られる火薬庫の性能等に係る情報であって、当該情報を開示することにより、米軍の軍事力が推察されるおそれがある情報	官側との調整時、提出書類の作成時に、保護すべき情報として明らか又は類推される場合には保護の対象とする。	
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考							
火薬庫の性能等に係る情報であって、当該情報を開示することにより防衛能力が推察されるおそれがある情報	実証実験を実施する過程で得られる火薬庫の性能等に係る情報であって、当該情報を開示することにより、米軍の軍事力が推察されるおそれがある情報	官側との調整時、提出書類の作成時に、保護すべき情報として明らか又は類推される場合には保護の対象とする。								